



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
6月23日(水)  
号外  
第39号

## 目次

### 規 則

- 栃木県産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の制定…………… 1
- 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正…………… 9
- 栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正…………… 9
- 栃木県県営住宅条例施行規則の一部改正…………… 10

## 規 則

### 栃木県規則第三十三号

栃木県産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例施行規則を次のように定める。

令和三年六月二十三日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、栃木県産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例（令和三年栃木県条例第四十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の申請)

**第二条** 条例第四条の規定により県税の課税免除の申請をしようとする者は、次の表に定めるところにより申請書を栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）第十一条第一項に規定する課税地を所管する県税事務所長に提出しなければならない。

申請の区分	提出期限	申請書名(様式)
条例第二条第一号の規定による事業税の課税免除の申請	当該課税免除を受けようとする事業税について栃木県県税条例第五十八条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十六の規定による申告納付に係る部分を除く。）若しくは同法第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付する期限若しくは同条第二項の規定により申告納付する時又は同法第七十二条の五十五の規定により申告する期限	事業税課税免除申請書（別記様式第一号）
条例第二条第二号の規定による不動産取得税の課税免除の申請	取得した生産設備を事業の用に供した日の属する事業年度又は年の事業税について栃木県県税条例第五十八条（地方税法第七十二条の二十五及び第七十二条の二十八の規定による申告納付に係る部分に限る。）の規定により申告納付する期限又は同法第七十二条の五十五の規定により申告する期限	不動産取得税課税免除申請書（別記様式第二号）
条例第二条第三号の規定による固定資産税の課税免除の申請	取得した生産設備である機械及び装置について地方税法第七百四十五条第一項において準用する同法第三百八十三条の規定により申告する期限	固定資産税課税免除申請書（別記様式第二号）

条例第三条の規定による事業税の課税免除の申請	当該課税免除を受けようとする事業税について地方税法第七十条の五十五の規定により申告する期限	畜産業又は水産業に係る事業税課税免除申請書（別記様式第三号）
------------------------	---	--------------------------------

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（申請書の提出期限の特例）

2 条例第四条の規定による県税の課税免除の申請で当該申請に係る第二条の表の中欄に定める期限又は時が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第八条第一項に規定する市町村計画（同条第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）が定められた日の翌日から起算して一月を経過した日前であるものに係る申請書の提出期限は、第二条の規定にかかわらず、同日とする。

（旧過疎地域内における設備の新設等に係る県税の課税免除の申請）

3 条例附則第四項の規定により事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の申請をしようとする者は、第二条及び前項の規定の例により、県税事務所に申請書を提出しなければならない。

別記様式第1号 (第2条関係)

事業税課税免除申請書

年 月 日

栃木県 県税事務所長 様

申請者

住所 (所在地)

氏名 [名称、代表者名]  
及び法人番号 ]

栃木県産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例第2条第1号の規定による事業税の課税免除を受けたいので申請します。

課税免除の要件	所在地					
	事業の内容					
	減価償却資産の取得価額の合計額		円			
	取得年月日		年 月 日			
	事業の用に供した年月日		年 月 日			
青色申告の有無		有・無 (該当する文字を○で囲むこと。)				
年又は事業年度及び申告区分		年 月 日から 確定・修正 年 月 日まで (該当する文字を○で囲むこと。)				
課税免除標準額申請額等	課税免除標準額	区 分	課税免除前課税標準額	課税免除分課税標準額	差引課税標準額	
		個 人	千円	千円	千円	
	所得金額	法 人	年400万円以下の金額			
			年400万円を超え800万円以下の金額			
			年800万円を超える金額又は軽減税率不適用分の金額			
			合 計			
	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業における金額					
	地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業における収入金額					
地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業における収入金額						
課税免除前の事業税額 ①			円			
差引課税標準額に対応する事業税額 ②			円			
既に課税免除を受けた事業税額 ③			円			
課税免除申請額 ①-②-③			円			
課税免除申請額の算出に必要な基礎数値		別添のとおり	課税免除率			



付表(その2)

当期に取得等をした生産設備等の取得価額等

〔 年又は事業年度 . . . から  
 . . . まで 〕

設備の別		取得年月日	取得価額	期末価額	耐用年数	特別償却の有無	備考
種類	細目						
		. .	円	円	年		
		. .					
		. .					
		. .					
		. .					
		. .					
		. .					
		. .					
		. .					
		. .					
		. .					
		. .					
		. .					
		. .					
		. .					
		. .					
		. .					
合	計						

付表(その3)

課税免除申請額の計算

申告区分	所得金額等の区分		課税免除率		
			課税免除前 課税標準額	課税免除分 課税標準額	課税免除後 課税標準額
修正申告 ①	個人の所得金額		千円	千円	千円
	法人の所得金額	年400万円以下の金額			
		年400万円を超え800万円以下の金額			
		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用分の金額			
		合計			
		地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業における所得金額			
	地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業における収入金額				
	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業における収入金額				
確定申告 ②	個人の所得金額				
	法人の所得金額	年400万円以下の金額			
		年400万円を超え800万円以下の金額			
		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用分の金額			
		合計			
		地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業における所得金額			
	地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業における収入金額				
	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業における収入金額				
差引 ①   ②	個人の所得金額				
	法人の所得金額	年400万円以下の金額			
		年400万円を超え800万円以下の金額			
		年800万円を超える金額又は軽減税率不適用分の金額			
		合計			
		地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業における所得金額			
	地方税法第72条の2第1項第2号に掲げる事業における収入金額				
	地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業における収入金額				

別記様式第2号 (第2条関係)

不動産取得税  
課税免除申請書  
固定資産税

年 月 日

栃木県 県税事務所長 様

申請者

住所 (所在地)  
氏名 (名称、代表者名  
及び法人番号)

栃木県産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例第2条第2号(第3号)の規定による不動産取得税(固定資産税)の課税免除を受けたいので申請します。

課税免除の要件	取得等に 係る生産 設備等	事業の内容	
		減価償却資産の取得 価額の合計額	円
		年又は事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
	青色申告の有無	有・無(該当する文字を○で囲むこと。)	

区分	所在・地番	構造	延床 面積	用途	取 得 年 月 日	取 得 価 額	事業の用 に供した 年月日
課税免除を受けようとする 不動産償却資産	家		m <sup>2</sup>		. .	円	. .
					. .		. .
					. .		. .
					. .		. .
					. .		. .
	屋	計	/		/		/
土地 (上記敷地 家屋)	所在・地番	地 目	面 積	取 得 年 月 日	取 得 価 額	上記家屋 の建設着 手年月日	
	外筆		m <sup>2</sup>	. .	円	. .	
	外筆			. .		. .	
償却資産	設備の種類	取得年月日	取 得 価 額	事業の用に供した年月日			
		. .	円	. .			
		. .		. .			

別記様式第3号 (第2条関係)

畜産業又は水産業に係る事業税課税免除申請書

年 月 日

栃木県 県税事務所長 様

申請者

住所

氏名

栃木県産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例第3条の規定による事業税の課税免除を受けたいので申請します。

事業の内容		畜産業・水産業 (該当する文字を○で囲むこと。)			
事業を行う場所					
最初に課税免除を受けた年度		年度			
課税免除を受けようとする年度		年度			
事業期間		年 月 日から 年 月 日まで			
自家労働力の割合	区分	氏名	続柄	労働日数	備考
	本同居の及び族		本人	日	
		計		(A)	
	その他				
		計		(B)	
	合計 (A) + (B)			(C)	
割合 $\frac{(A)}{(C)}$					
従業者の数	産業振興促進区域内に有する畜産業又は水産業に係る事務所又は事業所の従業者の数			人	
	県内に有する事務所又は事業所の従業者の数			人	



(税務課)

栃木県規則第三十四号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月二十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年栃木県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p><b>第二条</b> 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="212 869 802 1630"> <tr> <td data-bbox="212 869 454 949">一〜二十四 略</td> <td data-bbox="454 869 802 949"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 949 454 1630"> <p>二十五 特例条例別表第二の三十の項第二十五号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> </td> <td data-bbox="454 949 802 1630"> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成十六年栃木県規則第六十一号。以下この項において「規則」という。)に基づく次に掲げる事務(第一号及び第二号に掲げる事務にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十五条第四項ただし書及び第四十条の六第二項ただし書の許可に係るものに限る。)</p> <p>(一)〜(四) 略</p> </td> </tr> </table>	一〜二十四 略		<p>二十五 特例条例別表第二の三十の項第二十五号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成十六年栃木県規則第六十一号。以下この項において「規則」という。)に基づく次に掲げる事務(第一号及び第二号に掲げる事務にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十五条第四項ただし書及び第四十条の六第二項ただし書の許可に係るものに限る。)</p> <p>(一)〜(四) 略</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p><b>第二条</b> 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="858 869 1449 1630"> <tr> <td data-bbox="858 869 1101 949">一〜二十四 略</td> <td data-bbox="1101 869 1449 949"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 949 1101 1630"> <p>二十五 特例条例別表第二の三十の項第十七号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> </td> <td data-bbox="1101 949 1449 1630"> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成十六年栃木県規則第六十一号。以下この項において「規則」という。)に基づく次に掲げる事務(第一号及び第二号に掲げる事務にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十五条第三項ただし書及び第四十条の六第二項ただし書の許可に係るものに限る。)</p> <p>(一)〜(四) 略</p> </td> </tr> </table>	一〜二十四 略		<p>二十五 特例条例別表第二の三十の項第十七号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成十六年栃木県規則第六十一号。以下この項において「規則」という。)に基づく次に掲げる事務(第一号及び第二号に掲げる事務にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十五条第三項ただし書及び第四十条の六第二項ただし書の許可に係るものに限る。)</p> <p>(一)〜(四) 略</p>
一〜二十四 略									
<p>二十五 特例条例別表第二の三十の項第二十五号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成十六年栃木県規則第六十一号。以下この項において「規則」という。)に基づく次に掲げる事務(第一号及び第二号に掲げる事務にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十五条第四項ただし書及び第四十条の六第二項ただし書の許可に係るものに限る。)</p> <p>(一)〜(四) 略</p>								
一〜二十四 略									
<p>二十五 特例条例別表第二の三十の項第十七号に規定する規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成十六年栃木県規則第六十一号。以下この項において「規則」という。)に基づく次に掲げる事務(第一号及び第二号に掲げる事務にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十五条第三項ただし書及び第四十条の六第二項ただし書の許可に係るものに限る。)</p> <p>(一)〜(四) 略</p>								

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

栃木県規則第三十五号

栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月二十三日

栃木県知事 福田 富一

栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十九年

栃木県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<b>別表第一 (第三条、第四条関係)</b>		<b>別表第一 (第三条、第四条関係)</b>	
条 例 等	規 定	条 例 等	規 定
略		略	
旅館業法施行条例(昭和三十三年栃木県条例第四十三号)	<u>第十二条第一項第二号</u>	旅館業法施行条例(昭和三十三年栃木県条例第四十三号)	<u>第十三条第一項第二号</u>
略		略	
栃木県青少年健全育成条例(平成十八年栃木県条例第四十一号)	略	栃木県青少年健全育成条例(平成十八年栃木県条例第四十一号)	略
保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和三年栃木県条例第四十四号)	<u>第三条(同条に定める基準のうち、同条においてその定めるところによることとされる救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十八号)第八条及び第十六条の二第三号に係る部分(第六条においてその例による場合を含む。)に限る。)</u>		
略		略	

**附 則**

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

(行政改革ICT推進課)

**栃木県規則第三十六号**

栃木県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月二十三日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則**

栃木県県営住宅条例施行規則(平成九年栃木県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 ～ 4 略 (条例附則第六項に規定する規則で定める地域)</p> <p>5 条例附則第六項に規定する規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>二 略</p> <p>6 略</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 ～ 4 略 (条例附則第六項に規定する規則で定める地域)</p> <p>5 条例附則第六項に規定する規則で定める地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>一 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域</p> <p>二 略</p> <p>6 略</p>

別記様式第四号中

寡 婦
寡 夫 ※

を

寡婦 ※	ひと り親 ※

に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(住宅課)